

**お知らせ** 困った時はご相談ください

**消費者トラブルにご注意ください**

問合せ先／函南町消費生活センター (979-8131)

○人気ブランドの通販サイトを装った偽サイトに注意  
家電製品、台所用品、生活雑貨などの人気ブランドのロゴや商品の画像を盗用した偽の通信販売サイトにおいて商品を注文して代金を支払ったにもかかわらず商品が届かない、違う品物が届いた（消費者を欺く行為）という被害が全国で増加しています。また、販売事業者にお問い合わせしようとしても偽サイトのため連絡が取れない事例が多くみられます。

**トラブルに巻き込まれないために次のことに注意**

- 商品販売価格が大幅に低価格な表示になっている。
- 商品説明などの日本語が不自然、商品画像に不備がある。
- 支払方法が個人名義の銀行口座への振込みのみであったり、他の決済方法があるかのように表示しながらクレジット決済しか選択できない、などの支払い方法に不自然な点がある。
- サイトを運営する事業者の電話番号が表示されていない。表示されていても繋がらない。公式通信販売サイトのURLであるか、事業者の情報をしっかりと確認しましょう。

**お知らせ** 子どもの成長を地域で見守る

**三島地区保護司会からのお知らせ**

問合せ先／三島地区保護司会事務局(函南町社会福祉協議会内) (978-9288)

保護司とは更生保護活動に携わる民間のボランティアです。保護司法に基づき、非常勤の国家公務員として、法務大臣から委嘱されています。犯罪や非行により保護観察を受けることになった人の生活を見守り、さまざまな相談にのったり指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。

三島地区保護司会は、三島市と函南町の保護司によって構成される組織で、地域のネットワークづくりや犯罪予防活動などを行い、保護司活動を支えています。

**三島地区 BBS 会員募集**

「BBS\*」とは様々な問題を抱える少年・少女に、兄や姉のように、身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。

対象／18歳～30歳くらいの人  
(職業・経験・資格不問 大学生歓迎)

※ Big Brothers and Sisters Movement

**お知らせ** 素敵な音色で癒されましょう

**「音楽のちから」函南音楽会～チャリティーコンサート～クラシックコンサート ☆北欧×南米★**

問合せ先／函南町文化協会 浅沼 (090-1783-9972) 伊澤 (090-1474-7024)

○日時  
令和5年1月22日(日) 14時～(開場:13時30分)

○場所  
文化センター

○入場料  
1,000円(前売り) 全席自由

○出演者  
ヴァイオリン／戸上 眞里、チェロ／渡邊 辰紀、ピアノ／服部 真由子

○プログラム  
シベリウス／悲しきワルツ、グリーグ／ソルヴェイグの歌、ピアソラ／ヴェノスアイレスの四季『冬』、ピアソラ／アディオス・ノニーノ他

○チケット販売店  
▶カフェ「レオン」(上沢 114-2) (944-6676)  
▶花と画材「コスモス」(間宮 345-5) (978-9067)  
▶水口文具(仁田 36) (978-3192)  
▶やまがた楽器店(三島市本町 13-21) (975-0207)

**お知らせ** 学業に必要な資金を貸し付けます

**母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行います**

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

母子・父子家庭や両親のいない児童の高校・大学・大学院などへの修学資金と就学支度資金の貸付けを行います。

- 修学資金  
扶養している子どもが高校以上に通学するために必要とする費用として、授業料・教材費・交通費などを修学期間中に継続的に貸し付けます。  
月額／18,000円～183,000円
- 就学支度資金  
扶養している子どもが入学時に直接必要とする被服・履物などの購入費用として、入学時に1回に限り貸し付けます。  
月額／64,300円～590,000円  
※金額は学校の種別や自宅・自宅外通学により異なります。  
※高等教育の修学支援新制度による支援(日本学生支援機構による給付型奨学金、大学による授業料減免など)を受けた場合は、貸付金限度額が減額されることがあります。  
※この貸付金の貸付けを受けた後に、修学支援新制度による給付を受けた場合は、貸付けを受けた額の全部または全額を返納していただく可能性があります。

- 返済方法など  
▶返済／学校を卒業後6か月経過した時から返済開始(返済期間:最長20年)  
▶保証人／身元確認者が1人必要  
▶利子／利子なし。※返済が遅れた場合、年3%の違約金がかかります。

○申込み  
12月27日(火)までに子育て支援課にお申し込みください。窓口で申請書類の配布と面接日程などの調整をします。

**お知らせ** 気づいたら迷わず連絡を

**「もしかして?」ためらわないで! 11月は児童虐待防止推進月間**

問合せ先／子育て支援課 (979-8133)

児童虐待に関する相談件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題を社会全体で解決するための第一歩は、気付いた人が児童相談所や市町村の相談窓口へ連絡をすることです。

- 児童虐待とは  
▶身体的虐待／殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど  
▶性的虐待／子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど  
▶ネグレクト／家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど  
▶心理的虐待／言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV:ドメスティックバイオレンス)など

○虐待を発見したら  
虐待されているのではないかと気がついた時には迷わず連絡してください。名前や連絡内容に関する秘密は厳守します(匿名可)。また、虐待をしてしまった、虐待をしてしまいそうで悩んでいる場合にもご相談ください。

- 連絡先  
▶子育て支援課 (979-8133)  
▶県東部児童相談所 (920-2085)  
▶児童相談所全国共通ダイヤル (189)  
▶東部地区虐待夜間休日緊急連絡先 (922-4199)